## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名					
32	和光市	介護保険関係事務	基礎項目評価書			

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和光市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うに あたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利 益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の 事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプラ イバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

当該事務については、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

### 評価実施機関名

和光市長

#### 公表日

令和5年10月18日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

_I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。また、情報提供ネットワークシステム(他団体との情報連携)を利用するために、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現するための「団体内統合宛名システム」及び「中間サーバー」についても利用する。
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	·名
被保険者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 68項
4. 情報提供ネットワーク	
①実施の有無	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>(実施する)</li><li>(主) 実施しない</li><li>(3) 未定</li></ul>
②法令上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第1項第8号 別表第二 93項・94項 <情報提供にかかる法令根拠> 番号法第19条第1項第8号 別表第二 1項・2項・3項・4項・6項・8項・11項・26項・30項・33項・39項・42項・56-2項・58項・61項・62項・80項・83 項・87項・90項・94項・95項・108項・117項
5. 評価実施機関における	5担当部署
①部署	健康部長寿あんしん課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示	·訂正·利用停止請求
請求先	総務部総務課 コンプライアンス担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9085
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	健康部長寿あんしん課

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和5年9月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	曲書の種類		
[ 基礎項目評価書	書及び重り	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実 されている。	施機関に	ついては、それぞれ	重点項目評	評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(	情報提供	ネットワークシスラ	テムを通じ	じた入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・	消去			✓ N22 LFI 0± S
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 監査				
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・問	<b>答</b>			
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

#### 変更箇所

変更箇					T
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月14日	I-5.評価実施機関における 担当部署①部署	和光市役所保健福祉部長寿あんしん課	保険給付に関すること: 和光市役所保健福祉部 長寿あんしん課 保険料の徴収に関すること: 和光市役所保健福 祉部健康保険医療課	事後	
平成29年6月14日	I-5.評価実施機関における 担当部署②所属長	長寿あんしん課長 亀井 誠	長寿あんしん課長 斎藤 幸子 健康保険医療課長 大野 孝治	事後	
平成29年6月14日	I-8.特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問い合わせ	和光市役所保健福祉部長寿あんしん課 介護 福祉担当/介護保険料担当	保険給付に関すること:和光市役所保健福祉部 長寿あんしん課 保険料の徴収に関すること:和光市役所保健福 祉部健康保険医療課	事後	
令和1年6月24日	I-5.評価実施機関における 担当部署②所属長	長寿あんしん課長 斎藤 幸子 健康保険医療課長 大野 孝治	長寿あんしん課長 前島 祐三 健康保険医療課長 川辺 聡	事後	
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策	無	全項目	事後	評価書様式改正
令和3年4月6日	I-5.評価実施機関における 担当部署②所属長	長寿あんしん課長 前島 祐三 健康保険医療課長 川辺 聡	課長	事後	
令和3年4月6日	Ⅱ-1対象人数	2014/12/2時点	2020/10/1時点	事後	
令和3年4月6日	Ⅱ-2取扱者	2014/12/2時点	2020/10/1時点	事後	
令和3年4月6日	I −4情報提供ネットワークシステムに係る情報提供	< 情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二 93項・94項 < 情報提供にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二 93項・94項 <情報提供にかかる法令根拠>	事後	
	人ナムに徐の情報提供	南方広州   78 元	番号法第19条第7項 別表第二 1項·項·3項·4項·6項·8項·11項·26項·30項· 33項·39項·42項·56-2項·58項·61項·62項·80 項·83項·87項·90項·94項·95項·108項·117項		
令和3年9月1日	I−4法令上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二 93項・94項 <情報提供にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二 1項・2項・3項・4項・6項・3取・11項・26項・30項・33項・42項・56-2項・58項・61項・62項・80項・83項・87項・90項・94項・95項・108項・117項	< 情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第1項第8号 別表第二 93項・94項 <情報提供にかかる法令根拠> 番号法第19条第1項第8号 別表第二 1項・2項・3項・4項・6項・8項・11項・26項・30項・ 33項・39項・42項・56-2項・58項・61項・62項・80 項・83項・87項・90項・94項・95項・108項・117項	事後	番号法改正
令和5年10月18日	I-5.評価実施機関における 担当部署	保険給付に関すること: 和光市役所保健福祉部 長寿あんしん課 保険料の徴収に関すること: 和光市役所保健福 祉部健康保険医療課	健康部長寿あんしん課	事後	
令和5年10月18日	I-7請求先	和光市役所総務部情報推進課 情報統計担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9092	総務部総務課 コンプライアンス担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9085	事後	
令和5年10月18日	Ⅱしきい値判断項目	令和2年10月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年10月18日	Ⅱ-3重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和5年10月18日	I-8.特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問い合わせ	保険給付に関すること:和光市役所保健福祉部 長寿あんしん課 保険料の徴収に関すること:和光市役所保健福 祉部健康保険医療課	健康部長寿あんしん課	事後	

on.			
明			